



中世後期鵜荘における直務支配の様相（二〇二二年度 神戸大学史学研究会コロキウム報告要旨）

岡，瑞貴

(Citation)

神戸大学史学年報, 38:37*-39*

(Issue Date)

2023-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100485247>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485247>



中世後期鵜荘における直務支配の様相

岡 瑞貴

播磨国鵜荘は、現在の兵庫県揖保郡太子町に存在した荘園である。この荘園は古代以来の法隆寺領であり、360町にもなる大規模荘園として中世法隆寺にとっては根本荘園であった。鵜荘には法隆寺の預所六人の内二人が下向し現地で経営を行うという慣習があり、下向した預所は荘内に置かれた東西の政所でそれぞれ政務を担った。

鵜荘についての先行研究を簡単に整理する。大山喬平氏は、鵜荘で名主層が守護被官化したことで侍衆が出現し、彼らが荘園から脱していくことを指摘し、惣村が解体していくという移行期としての戦国を見出した。大山氏の論は「小領主論」とされたが、それに対して藤木久志が、侍衆は守護や領主権力と対立しながら加地子を集積し土着思考を強めるという「地主論」を唱えた。藤木氏はまた、紛争解決のための農民闘争を重要視して「自力の村」論を展開し、そうした村落が近世への移行の中で完全に解体・消滅したのではなく、継承されていくと述べた。藤木氏の「地主論」を継承しながら大山論を批判的に検討したのが、池上裕子氏や稲葉継陽氏らである。池上氏は侍衆が荘園制支配の規制を突き崩す力となったことを指摘し、稲葉氏は侍衆の領主志向は寧ろ共同体規制に阻まれ、彼らは村落の政治・武力の中核を担い、外部との交渉期間として機能したと指摘した。一方、藤木氏の「自力の村」論へは、時期による村落の差異やそれを生み出した条件の検討が欠落しているという伊藤俊一氏の批判や、地下集会の召集など領主政所の能動性を指摘した志賀節子氏による批判がある。本報告では、中世後期の鵜荘において政所と住人らがどのような関係を結び、そこからどのような在地秩序が形成されていったのかを、①政所による名経営のあり方と②名経営を支えた「下百姓」層の具体像という二つの視点から検討する。

まず、鵜荘の経営単位について整理する。法隆寺による一元支配が確立し

たのちの中世後期の鵜荘の定田について、稲葉継陽氏や廣田浩治氏は「名田」と「一色田」に区別し、福島紀子氏は名田と領主直営田に区分した。これらの研究は名田とは別の土地に関して領主による直接支配に着目しているが、福島氏は特に領主直営田は年貢未進が起こった際に政所が直接散田することを指摘した。一方竹内惇人氏は、点定名化の過程を分析することで名田の点定がすなわち一色田の増加には繋がらないということを述べた。以上の先行研究を踏まえ、史料上で実際にどのような名体制が見えるのかを再検討した。「一色田」については、稲葉氏も指摘するように年貢が「下百姓」から寺家へ直納され、領主に散田権があり百姓による相伝・売買が認められない土地であった。このような「一色田」の形態は一五世紀前半に既に見える。年貢未進となった土地については、政所が未進分を別の人物に「成懸」することで補われた。未進分を充てられた人物には「重代又売買」が認められなかった。また、一色田を別の百姓に成し懸けた後に再び未進が起こると、作人から土地を取り上げまた次の作人を宛がっていた。また、史料中に「如毎年負越」や「自当年、此下地負越所定也」など「負越」という文言が見えたが、これは未進となった土地に対して次の耕作者に年貢を繰り越すことを指すと考えられる。このように、法隆寺は名主層に名主職を与え任せる名田と直接領主が支配する土地の二つを設定し、一五世紀から一六世紀にかけて直営の性格が強い「一色田」と呼ばれる土地の集合体が形成され、領主による土地支配が強化された。

次に、「一色田」の経営を支えた「下百姓」と呼ばれる人々がどのような人々であったのかを検討する。その前に、鵜荘の村落内構造に関する先行研究を整理しておく。大山氏が荘内諸階層を寺庵・名主（侍衆）・長百姓・平百姓とし、寺庵と名主層が「在地の合議機関」を構成したことを指摘したことは今も重要な指摘として受け止められている。近年は、名主層の中でも荘官として活躍する沙汰人の役割を重視しつつも名主層と下百姓層の間にある矛盾・対立構造を指摘した西村幸信氏や池上氏の研究、寺庵の宗教的役割を強調し名主層との相対化を図った坂下俊彦氏の研究などがある。史料からも、名主層と百姓層は明確に区別され、また長百姓と下百姓も区別されていたことが分かる。「下百姓」と呼ばれた人々は、村落の儀礼等に参加する権利こそなかったが、荘内の土地が寺家借錢のために没収されるという事態が生じると惣荘名主百姓等を引催して逃散に及んだように、一揆的結合の一員でも

あった。ただし、この逃散は裏返すと下百姓の行動だけでは実効力がなく、領主へ要求を通すには村の上層を動かす必要性があったことも示している。

以上、本報告では、法隆寺によって再編された直務支配の体制と、下百姓層の実態について明らかにした。今後の課題として、確立された名体制がどのように変容していくのか、名主層の動向と寺家の支配に及ぼした影響はどうであったのか、そして荘園制と村落の行方を動態的に追っていきたい。